

## 子どもの居場所づくり推進事業補助金交付要領

### (目的及び交付)

第1条 子どもの居場所づくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）では、地域において子ども食堂等が他の団体と協力して行ういろいろな人とのかかわり、学習支援をはじめ、野外体験やイベントなどに係る費用の助成を行うことで、子どもや保護者にとって、学校や家庭に続く安心して過ごせる場となる「子どもの居場所づくり」を推進することを目的とする。

2 県は、子ども食堂等が、NPO法人等民間団体と連携し、学習支援や地域の交流、お悩み相談などさまざまな機能を提供するために要する経費のうち、必要かつ適切と認めるものについて予算の範囲内で補助金を交付する。

### (通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下、「規則」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下、「暴力団等排除要綱」という。）に準拠し、この要領に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業及び経費、補助率、補助限度額等)

第3条 補助対象事業、対象経費、実施主体、補助率及び補助限度額は別表1のとおりとする。ただし、補助金の総合計金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助事業者)

第4条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、主に貧困を抱えた子育て家庭やひとり親家庭に支援を行っている子ども食堂等とする。

補助事業者は次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 活動地域が県内または、県内に事業所（店舗）を有する団体であること。
- (2) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
- (3) 暴力団等排除要綱の別表に該当しないこと。また、暴力団等排除要綱に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

### (補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とする。

- (1) 三重県内で実施される取組であること。
- (2) 子どもたちやその保護者にとって、安心して過ごせる居場所づくりにつながる取組であること。
- (3) 一度きりの取組ではなく、本事業での取組をきっかけに以降も継続的に行われる取組であること。

- (4) 子どもや子育て家庭が無料または安価で参加できる取組であること。
- (5) 周囲の環境、運営時間等に配慮すること。また、食中毒等の食品事故も含め、参加者の安全確保には十分に努めること。
- (6) コロナウイルス感染症拡大の状況下においては、人と人との距離を取り、換気をするなど、感染症が拡大しやすい3密（密閉、密集、密接）の条件が揃わないよう十分に注意すること。
- (7) 県の他事業の補助対象となっていないこと。

#### （交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、規則第3条の規定により、交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書またはこれに代わる書類
- (3) 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

#### （補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは規則第6条の規定により補助金の交付を決定し、補助申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定を行うにあたっては、必要に応じ条件を付し、または申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

#### （事業の着手及び完了時期）

第8条 補助金の交付対象となる事業は、第4条に規定する補助事業者が令和2年11月11日から令和3年3月29日までの間に実施する事業とする。

#### （補助金の交付の条件）

第9条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助対象事業を実施後、県がホームページ等へ団体の活動内容を写真等とともに掲載することを了承すること。なお、これらの情報発信に使用する写真等については、参加者のプライバシーの保護に十分留意した写真等を団体から県に提供するものとする。
- (2) 本事業終了後も、本事業に係るヒアリング等の調査に協力を行うこと。

#### （申請の取り下げ）

第10条 第7条第1項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第 11 条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの変更を行おうとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式 2)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の 50 パーセントを超える増減

(2) 補助事業の内容の変更であって、事業の目的の変更等事業の根幹に係るもの。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業の中止・廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式 3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が補助対象期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式 4)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、その求めに応じ、補助事業等状況報告書(様式 5)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、令和 3 年 3 月 29 日までに、補助事業等実績報告書(様式 5)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条第 1 項の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容(第 11 条に基づいて承認を受けている場合はその承認の内容)及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 17 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、第 1 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助事業の完了後、精算払請求書(様式 6)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、補助事業の遂行に必要があると認める場合においては、交付申請の範囲内で、1 申請につき 2 回まで概算払をすることができる。

4 補助事業者は、第 3 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式 7)を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(是正のための措置)

第 19 条 知事は、補助事業の完了または中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを当該補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取り消し等)

第 20 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

また、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付の決定の内容、条件、その他この要領に基づく処分等に違反したとき

(3) その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき

(4) 補助事業を中止又は廃止したとき

(5) 補助事業者が暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当する者と確認されたとき

(6) 補助事業者が、暴力団等排除措置要綱第 8 条第 1 項に定める「補助事業の遂行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときに、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うことの義務」を怠ったとき

(7) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(立入検査等)

第 21 条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告をさせ、または職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係諸帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 22 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式 8)によりすみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(成果の検証)

第 23 条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、その成果に関する検証を行い、補助事業者に成果を報告させることができる。

(その他)

第 24 条 この要領に定めるもののほか、子どもの居場所づくり推進事業補助金に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| 1 補助対象事業                                                                      | 2 対象経費                                                                                                                                | 3 実施主体                      | 3 補助率     | 4 補助限度額       |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------|---------------|
| 子ども食堂等が、N P O 法人等民間団体と連携し、学習支援や地域の交流、お悩み相談などさまざまな機能を提供する事業<br>※高額商品を配付する行為は除く | 事業実施に必要な、人件費（謝礼）、旅費、備品費（原則 20 万円を超えるものを除く）、使用料及び賃借料（会場使用料、倉庫使用料等）、通信運搬費（輸送にかかる料金、通信費等）、印刷製本費（チラシ作成費等）、消耗品費（事務用品、衛生用品等）、その他知事が必要と認める経費 | 子育て家庭やひとり親家庭に支援を行っている子ども食堂等 | 1 0 / 1 0 | 2 0 万円 / 1 団体 |